

恒例企画 2022年6月第1四半期 決算関連資料一覧

公認会計士
阿部 光成

本稿は、2022年第1四半期に係る主な会計処理・監査関係の関連資料を一覧形式でまとめたものである。本稿は、決算期変更などの特段の状況にはない2023年3月期決算会社の第1四半期決算(2022年4月1日から2022年6月30日まで)を想定して記載している。ただし、国際会計基準および「修正国際基準(国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準)」は本表に含めていない。

表中の公開草案は、本稿の執筆時点(2022年6月2日)

においてのものであり、今後の確定に留意していただきたい。

2022年6月第1四半期でも、新型コロナウイルス感染症の影響があると思われるので、関連する取扱いを記載している。

実務の便宜のため、関連資料に関して本誌で解説された掲載号をあわせて示している^(注)。

文中意見にわたる部分については私見であることをあらかじめ申し添える。

(注) 関連資料の本誌で解説された掲載号の年表記について、西暦下2桁で表している(例: 22.6.20(No.1647)→2022年6月20日号)。

主な決算関連資料一覧

	主な内容	適用時期	関連資料
<新型コロナウイルス感染症関係>			
企業会計基準委員会	<p>2021年2月10日に更新された議事概要は、2020年4月9日に開催された第429回企業会計基準委員会の議事概要の公表から約10カ月を経過した現状を踏まえ、また、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準31号)の適用が開始されることから、審議されたものである。</p> <p>第429回企業会計基準委員会の議事概要および第432回企業会計基準委員会の議事概要で示した考え方のうち、次のことは従来と変わらない。</p> <p>① 「財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて、その合理的な金額を算出する」うえで、新型コロナウイルス感染症の影響のように不確実性が高い事象についても、一定の仮定を置き最善の見積りを行う必要があるものと考えられる。</p> <p>② 一定の仮定を置くにあたっては、外部の情報源に基づく客観性のある情報を用いることができる場合には、これを可能な限り用いることが望ましい。</p> <p>ただし、新型コロナウイルス感染症の影響については、会計上の見積りの参考となる前例がなく、今後の広がり方や収束時期等について統一的な見解がないため、外部の情報源に基づく客観性のある情報が入手できないことが多いと考えられる。</p> <p>この場合、新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等も含め、企業自ら一定の仮定を置くことになる。</p> <p>③ 企業が置いた一定の仮定が明らかに不合理である場合を除いて、最善の見積りを行った結果として見積られた金額については、事後的な結果との間に乖離が生じたとしても、「誤謬」には当たらないものと考えられる。</p> <p>第429回企業会計基準委員会等の議事概要で示した考え方のうち、重要性がある場合に「追加情報」としての開示が求められる新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等の一定の仮定については、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」で求められる開示に含まれることが多いと想定され、たとえば、当年度の財務諸表に計上した金額の算出方法などの開示と合わせ、新型コロナウイルス感染症の影響について、より充実した開示になることが想定される。</p> <p>「会計上の見積りの開示に関する会計基準」に基づく開示において、第429回企業会計基準委員会等の議事概要で示した開示がなされる場合、あらためて追加情報として開示する必要はないものと考えられる。</p>	—	<p>① 新型コロナウイルス感染症の影響に関する四半期決算における開示 議事概要「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」(2020年6月26日更新)</p> <p>② 議事概要「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」(2021年2月10日更新)</p>